

大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領の窒素酸化物排出濃度に係る指導基準値

法の項番号	条例の項番号	要領の区分番号	固定型内燃機関の種類	指導基準値 (ppm O ₂ =0%)			
				平成元年2月1日から平成4年3月31日までに設置	平成4年4月1日から平成9年3月31日までに設置	平成9年4月1日以後に設置	
29	—	60	ガスタービン ^{*1}	2万kW以上 15万kW未満	150	100	30
				6千kW以上 2万kW未満			50
				2千kW以上 6千kW未満			80 ^{*3}
				2千kW未満	200	150	100
30		61	ディーゼル機関	500	300	300	
31		62	*2 ガス機関	650ℓ/h以上	300	200	50
				150ℓ/h以上 650ℓ/h未満			100 ^{*4}
				50ℓ/h以上 150ℓ/h未満			150
				50ℓ/h未満	500		

備考1 大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領の対象となるのは、燃料の燃焼能力が重油換算で10ℓ/h以上の常用の固定型内燃機関に限る。

- 2 平成元年1月31日以前に設置された施設については、当分の間適用しない。
- 3 平成9年3月31日以前に設置された燃料の燃焼能力が重油換算で10ℓ/h以上、300ℓ/h未満の施設については、当分の間適用しない。
- 4 ガスタービンの定格の発電能力が15万kW以上の施設については、別途市長と協議するものとする。
- 5 *1 : 規模は定格の発電能力を示す。
- 6 *2 : 規模は燃料の燃焼能力の重油換算で示す。
- *3 : 平成12年3月31日までに設置されたものについては、85ppmを適用する。
- *4 : 平成12年3月31日までに設置されたものについては、120ppmを適用する。